

犯罪被害給付制度のご案内

この制度は...

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

犯罪被害者等給付金

【犯罪被害者等給付金の種類】

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付されます。

【対象となる犯罪被害】

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害をいいます。

【給付金の支給を受けられる犯罪被害者又は遺族の資格】

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。
外国人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人は支給の対象になります。

【仮給付金の支給】

犯人が不明である場合や、治療が長期間に及んでいる場合など、速やかに裁定することができない事情があるときは、一定の額を限度として仮給付金を支給しています。

遺族給付金

一定の生計維持関係遺族がいる場合
2,964.5万円(最高額)～872.1万円(最低額)
それ以外の場合
1,210万円(最高額)～320万円(最低額)

☆ 支給を受けられる人 ～亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

☆ 支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ア ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ウ イに該当しない犯罪被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

☆ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、その負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額が加算して給付されます。

重傷病給付金

上限額 120万円
負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額を合算した額

☆ 支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病(加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病(精神疾患である場合は、その症状程度が3日以上労務に服することができない程度))を負った犯罪被害者本人

障害給付金

重度の障害(障害等級第1級～第3級)が残った場合
3,974.4万円(最高額)～1,056万円(最低額)
それ以外の場合
1,269.6万円(最高額)～18万円(最低額)

☆ 支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人
(障害等級:第1級～第14級)

給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときは、することができません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

給付金の算定方法

給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。

給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受ける場合や損害補償を受けたときは、その額と給付金とが調整されることとなります。